

## 議会運営委員会 会議録

日 時 令和7年8月22日（金曜日）

午前10時00分開会、午前11時15分閉会

場 所 第3委員会室

---

### 日 程

#### 1 開 会

#### 2 委員長挨拶

#### 3 議長挨拶

#### 4 協議事項

（1）令和7年第4回（12月）定例会の日程（案）について

（2）令和7年第3回（9月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報告 8件、イ 条例 11件、ウ 補正予算 4件、

エ 契約、財産の取得 2件、オ 市道の認定等 1件、

カ 人事（最終日提出） 1件、キ 人事（諮問） 1件

ク 決算 3件

③ 請願・陳情について

④ 各種委員会等委員の選出について

【土浦市空家等対策協議会委員（選出すべき人数 1名）】

【土浦市民生委員推薦会委員（選出すべき人数 2名）】

（3）委員会室における水分補給について

（4）「土浦市議会における災害発生時の対応」並びに「議会運営委員会委員非常時参集訓練及び全議員対象連絡訓練」の実施について

（5）傍聴人の写真等撮影について

（6）議員研修会の開催について

（7）その他

#### 5 閉 会

---

### 出席委員（7名）

委員長 篠塚 昌毅

副委員長 平石 勝司

委 員 今野 貴子

委 員 島岡 宏明

委 員 矢口 勝雄

委 員 奥谷 崇

委 員 田中 義法

欠席委員（０名）

---

その他出席した者

議 長 勝田 達也

副議長 鈴木 一彦

---

説明のため出席した者（４名）

副市長 小林 勉

市長公室長 山口 正通

財政課長 瀬古澤 時人

財政課財政係長 藤田 浩平

---

事務局職員出席者

局 長 櫻井 良哉

次 長 小野 聡

係 長 津久井 麻美子

主 任 岩松 英統

主 幹 高橋 陽平

主 事 古宮 英剛

---

傍聴者（０名）

---

○篠塚委員長 ただ今から議会運営委員会を開会いたします。議長からよろしくお願いします。

○勝田議長 おはようございます。議会運営委員会の皆様には、大変お忙しい中、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。真鍋地区のお祭りも今週ありますけれども、8月頭のきらら祭りから始まって、議員の皆様も非常にお忙しい夏を過ごされたことと思います。また、非常に暑い中でございますので、体に是非御自愛をいただきたいと思います。さて、本日9月議会前の議会運営委員会ということで、協議事項が大事なものがたくさんございますので、是非御協議をいただきたいと思います。それでは、本日よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○篠塚委員長 それでは、早速協議事項に入ります。協議事項（1）令和7年第4回（12月）定例会の日程案について協議をお願いします。執行部より説明をお願いいたします。

○小林副市長 おはようございます。それでは、サイドブックスをお開きいただいているところから、資料1、令和7年第4回土浦市議会定例会日程（案）をお開きいただきたいと存じます。令和7年第4回定例会の日程につきましては、記載のとおり、12月2日火曜日開会、12月18日木曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の件に関して、何か御意見はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、この日程で進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。つづきまして、協議事項（2）令和7年第3回（9月）定例会の運営について、協議を行います。執行部から説明をお願いいたします。

○小林副市長 それでは、サイドブックス一つお戻りいただきまして、資料2、令和7年第3回土浦市議会定例会日程（案）をお開きいただきたいと存じます。令和7年第3回定例会の日程につきましては、記載のとおり、9月2日火曜日開会、9月24日水曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。そのほか、全員協議会につきましては、議会の初日の9月2日火曜日9時15分から予定しておりまして、令和6年度決算の認定について、パブリック・コメント実施案件について、令和6年度土浦都市開発株式会社の決算状況についての3件とその他について、また一般質問最終日の9月10日水曜日につきましては、午前9時45分から予定しておりまして、土浦市教育委員会教育長の任命の同意について、人権擁護委員の候補者の推薦についての2件について、御説明をさせていただきたいと存じます。また、議会の最終日につきましては、現在のところ案件は予定してございませんが、必要に応じて開催をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の件に関して、御意見ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、ただ今の説明のとおりとさせていただきます。よろしくお願

いたします。つづきまして、上程される議案の説明をお願いします。まず、報告について執行部から説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 令和7年9月第3回定例会に提出をいたします議案等の説明のほうさせていただきたいと思います。サイドブックスは資料の3、定例会議案概要をお願いいたします。今回の提出案件は、1ページの表紙にもございますように、報告が8件、議案19件、諮問が1件、認定3件、合わせて31件でございます。2ページをお願いいたします。提出案件の一覧でございます。提出案件は報告といたしましては、専決処分が3件、法人の経営状況3件、健全化判断比率等2件、議案といたしましては条例11件、補正予算が4件、3ページにまいりまして、契約財産の取得2件、市道の認定等1件、最終日に提出いたします人事案件が1件、人事に関する諮問1件、決算の認定3件となっております。4ページをお願いいたします。報告案件について説明をさせていただきます。まず、専決処分の報告についてでございます。報告第24号学校管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、神立小学校敷地内におきまして、職員が刈払機により草刈作業をしていたところ、飛散物が学校向かいの事業所内に駐車をしておりました相手方車両に当たりまして、車両の一部が破損した事故の和解でございます。報告第25号清掃センター管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、清掃センター敷地内におきまして、先ほどと同様、職員が刈払機により草刈作業をしていたところ、跳ねた石が隣接するふれあいセンターながみねに駐車をしておりました相手方車両に当たり、車両の一部が破損した事故の和解でございます。5ページをお願いいたします。報告第26号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方車両が市道新治北640号線、こちらは小町の館周辺の道路で市道になりますけれども、そちらを走行中、道路の陥没箇所 접촉をいたしまして、車両の一部が破損した事故の和解でございます。以上3件の和解に係る専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、和解成立日に専決処分したものでございまして、同条第2項の規定により報告をするというものでございます。6ページをお願いいたします。つづきまして、法人の経営状況でございます。報告第27号から第29号につきましては、資本金等を2分の1以上出資している法人につきましては、地方自治法の規定によりまして決算に関する書類を提出するということとなっておりますことから、一般財団法人土浦市産業文化事業団、一般財団法人土浦市農業公社及び株式会社ラクスマリーナの令和6年度の決算状況を報告するというものでございます。主な事業の概要及び決算状況につきましては、記載のとおりとなっております。なお、事業決算報告書につきましては、後程サイドブックスに掲載をいたしますので、御確認をいただきたいと思います。7ページをお願いいたします。つづきまして、健全化判断比率等でございます。報告第30号及び第31号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、議会に報告をするというものでございます。報告第30号令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告につきましては、表のほうを御覧いただきたいと思います。一つ目の実質赤字比率、二つ目の連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字ではございませんでした。実質公債費比率は過去3か年平均で6.4％となりまして、昨年度の5.8％

から0.6ポイント上昇し、悪化をしているというものでございます。将来負担比率は昨年の2.9%から0.8ポイント改善をいたしまして、2.1%となったというものでございます。この結果、四つの指標いずれも国の早期健全化基準を下回っているというものでございます。つぎに、報告第31号令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告につきましては、公営企業の単体の赤字の割合を示すもので、対象となります農業集落排水、水道、下水道事業はいずれも資金不足は生じていなかったというものでございます。報告案件についての説明は以上でございます。

○篠塚委員長 ただ今の件に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 私のほうからよろしいでしょうか。報告第35号なんですが、将来負担比率2.1で大分低くなって健全になっているんですけども、言い方を変えればですね、早期健全化基準が350なので、もう少し将来的な投資をしてもいいのかなというようにも読み込めるんですが、財政に関しては毎回厳しいという報告があるんですけども、この辺のところはどのように判断されてますか。

○山口市長公室長 今回0.8ポイント改善して2.1%となったということで、まず改善の理由でございすけれども、これまでですね、起債の発行額が多かったということで、今大きな額の償還していると、大きな金額をたくさん償還しているということで、この償還額のほうがこれから令和10年度ぐらいが多分ピークを迎えるのではないかと、横ばいからピークぐらいを迎えるのではないかとということで、今返している額のほうが、借りている額よりも大きいということで、残高がどんどん減っていると、年間30億から50億ぐらい減っているというところで改善しているというところでございます。委員長から御質問がありました30億から50億返しているということは、借りている額と返す額に差額があるということです。一方の見方としてはそれぐらいの事業費がなくなっているという見方もできますので、将来に向けまして、今後投資をしていくという考え方も無きにしもあらずなのかなというふうには感じております。また、一方で上大津統合小学校、それから清掃センター、最終処分場と大きな事業も控えているということもございますので、そこでまたたくさんのお金を今度は起債することになるのかなという予想はしてるところです。そういったところを起債、借りる額、償還する額のバランスを取っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。つぎに、条例について説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 それでは、8ページをお願いをいたします。今定例会に予定をしております議案のうち、まずは条例について説明をさせていただきます。議案第64号土浦市税条例の一部改正につきましては、法改正に伴い、市民税関係では物価上昇に係る税負担の調整及び就業調整へ対応するため、所得税同様、19歳から23歳未満の大学生年代の子などの給与収入に係る控除につきまして、特定扶養控除の所得要件の引上げに合わせまして、新たに特定親族扶養控除を創設するというものでございます。また、たばこ税関係では、加熱式たばこに係る課税方式につきまして、紙巻きたばこの本数に

換算する方式を段階的に見直す改正でございまして、市民税につきましては令和8年の1月1日から、たばこ税につきましては、令和8年4月1日から施行するというものでございます。9ページをお願いいたします。議案第65号土浦市自転車駐車場条例の一部改正につきましては、市営自転車駐車場の業務の終了時間を、土浦駅東口第一自転車駐車場など7施設につきましては、午後9時から午後8時に、土浦駅西口地下自転車駐車場につきましては、午前1時から午後11時に見直すなどの改正でございまして、令和8年4月1日から施行するというものでございます。議案第66号土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る基準を定める条例の一部改正、議案第67号土浦市療育支援センター条例及び土浦市つくしの家条例の一部改正につきましては、いずれも法改正に伴い条項ずれを整理する改正でございまして、議案第66号は令和8年4月1日から議案第67号は、本年10月1日から施行するというものでございます。10ページをお願いいたします。議案第68号土浦市ふれあいセンター条例の一部改正につきましては、物価高騰などによる運営コストの上昇に伴い、ふれあいセンターながみねの施設の利用料金を全面的に見直すなどの改正であり、令和8年4月1日から施行するというものでございます。11ページをお願いいたします。議案第69号土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正につきましては、法改正に伴い、条項ずれと文言を整理する改正であり、公布の日から施行するというものでございます。議案第70号土浦市荒川沖地区学習等供用施設条例の一部改正につきましては、荒川沖地区の学習等供用施設の指定管理期間につきましては、現在定めております10年間の指定期間を必要と認める場合は期間を短縮することができるようにするなどの改正であり、令和8年4月1日から施行するというものでございます。議案第71号土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、法改正に基づき、子育てを行う市の企業職員、こちらは水道課の職員になりますけれども、企業職員における部分休業の形態を拡充する改正でございまして、具体的には小学校就学前の子を持つ職員については、1日2時間まで部分休業を取得できることに加え、1年の中で10日を超えない範囲で1日当たり2時間を超えての部分休業を取得できるという形態を加えるものでございまして、本年の10月1日から施行するというものでございます。12ページをお願いいたします。議案第72号土浦市企業版ふるさと納税基金条例の制定につきましては、企業版ふるさと納税につきましては、受入年度に実施する事業に活用することとなつてございますけれども、国の認定を受けた基金を設置している場合に限り、翌年度以降の事業に使用できるようになることから、寄付金をより活用しやすい環境を整備するため、新たに基金を設置するというもので、公布の日から施行するというものでございます。議案第73号土浦市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満児が規定の範囲内で通園することが可能となることも誰でも通園制度につきましては、令和8年度から全自治体で実施されることから、市が事業を認可するに当たっての基準を定める条例を制定するものであり、公布の日から施行するというものでございます。議案第74号土浦市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定につ

きましては、既存建築物の増改築等に当たっては、国宝や重要文化財などの一部を除き、原則といたしまして、建築基準法の規定に適合させる必要がありますが、県や市の指定有形文化財などの歴史的建築物につきまして、適切な保存、活用を目的として、歴史的、文化的な価値を損なうことなく、増改築等ができるよう、建築基準法の適用を除外するための規定を整備するため、条例を制定するというものでございまして、本年10月1日から施行するものでございます。条例についての説明は以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の件に関して、御質問等ございますでしょうか。

○矢口委員 9ページの議案第60号自転車駐車場条例の改正について、意見が1点あります。これは、自転車駐車場の利用者に対するサービスの低下につながる内容です。ですから、おそらく人手不足などの背景でこういう想定になるんだと理解はしているんですが、議案審査の中で十分な説明をしていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○山口市長公室長 委員御指摘のとおりであると思いますので、周知も含めて基本的に十分説明ができるように努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○篠塚委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 つづきまして、補正予算について説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 13ページをお願いいたします。補正予算につきまして説明をさせていただきます。議案第75号は、一般会計補正予算の第2回、議案第76号から第78号は各特別会計の補正予算でございます。今回の補正は予算総括表にございますとおり、歳入歳出それぞれ一般会計に15億4,998万3,000円、特別会計全体で1億7,912万3,000円、合計で17億2,910万6,000円を追加し、総額を1,038億6,626万8,000円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費等を計上するというものでございます。具体的な内容につきましては、14ページを御覧いただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、19目防災費につきましては、3項目ございます。1項目めは、県及び県内自治体と共同運用しております災害時における被災者への罹災証明書の発行などに活用する茨城県被災者生活再建支援システムのサーバー等の更新に係る負担金を計上するというものでございます。2項目めは、第五中学校に設置をしております防災用井戸の制御基盤が損傷していることから、修繕料を増額計上するというものでございます。3項目めは、国におきまして、全国瞬時警報システム、こちらJアラートでございますけれども、Jアラートのシステムの更新を予定しておりまして、各自治体はそれに合わせて新たな受信機を今年度中に整備する必要があることから、機材を更新するための委託料を計上するものでございます。21目財政調整基金費につきましては、地方財政法の規定によりまして、決算上の剰余金につきましては2分の1以上の額を積立て、または繰上償還しなければならないとされておりますことから、令和6年度の剰余金から当初予算で計上いたしました額を差し引いた残りの額及び今定例会に計上する補正予算における財源更正等による一般財源の余剰分を

併せて財政調整基金に積み立てるものでございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、2項目ございます。1項目めは、3か月以上の在留資格を持つ外国人に対する中長期在留者届け出等の事務に関しては、国からの委託事業として実施をしておりますが、事業料の増などに伴い、交付決定額が当初予算の額を上回ったことから、歳入の国庫支出金を増額計上し、一般財源から財源更正を行うというものでございます。2項目めは、1項目めの事業と関連をしております、在留外国人等に交付される在留カードにつきまして、今後マイナンバーカードとの一体化が進められることとなりまして、カードに情報を記録する端末を導入するための備品購入費を計上するというものでございます。3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費につきましては4項目ございます。上の2項目につきましては、令和6年度の介護保険における低所得者の保険料軽減分に対する国・県の負担分について、事業実績確定により返還が生じることから、国・県それぞれへの返還金を計上するというものでございます。3項目めは、民間事業者が整備を予定しております介護付有料老人ホーム、認知症高齢者のグループホームの開設準備に係る経費や、既存の介護施設の修繕に合わせて行うICT導入経費に対する補助金を計上するというものでございます。4項目めは、先ほどの認知症高齢者グループホームの施設整備に対する補助金を計上するというものでございます。いずれも原資は県の支出金ということでございます。7目消費者行政費につきましては、会計年度任用職員の手当等に不足が生じたことによりまして、職員手当等を増額計上するものでございます。2項児童福祉費、2目児童福祉対策費につきましては、産後の育児不安などがある産婦に対しまして、訪問、通所又は宿泊等を通じて、心身のケアなどを行う産後ケア事業におきまして、利用者負担の減免など、制度拡充により利用者が増加をしております、予算に不足が見込まれることから、産後ケア施設への委託料を増額計上するというものでございます。13目放課後児童費につきましては昨年度に整備をいたしました神立小学校第4児童クラブにつきまして、事業費確定の結果、昨年度に歳入をいたしました国の財源の一部に返還が生じることから、返還金を計上するというものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、6目母子保健事業費につきましては、不妊治療費における保険適用外となる先進医療に係る費用につきまして、今年度から県が市町村への補助を開始したことから、本市におきましても、保険適用外の不妊治療費の一部助成を実施するため、補助金を計上するというものでございます。15ページをお願いいたします。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費につきましては、東京圏から本市に移住して就業や起業する者に対して支援金を支給するわくわく茨城生活実現事業について、移住支援金の支給を受けた方が3年未満で転出をいたしまして、支給要件を満たさなくなったことから、県への返還金を計上するというものでございます。なお、支援金は支給対象者から、全額市のほうに返還されているというものでございます。4目観光費につきましては、食に関する観光コンテンツを造成するなど、国内外から観光誘客を図るため、二つの事業を計上するというものでございます。一つ目は、本市の特産物となる食材と柴沼醤油を活用した試食提供のポップアップイベントを東京都内で開催し、それを契機に、自転車を活用して、市内で食べ歩きを楽しん

でもらう本市ならではの周遊体験、土浦食べサイクルと題したモデルツアーを実施するというもの、二つ目は、インバウンド客を中心に観光誘客を促進するため、このモデルツアーに日本在住の台湾人インフルエンサーを招きまして、体験レポートを発信していただく情報発信プロモーションを実施するというものでございます。これらに係る委託料を計上するというものでございます。4款土木費、4項都市計画費、1目都市施設管理費につきましては、当初予算に計上いたしましたJR東日本に委託をいたします常磐線荒川沖駅自由通路改修工事の財源につきまして、有利な起債を活用できることが確認できましたことから、地方債を計上いたしまして、一般財源からの財源更正を行うというものでございます。9款教育費、4項社会教育費、6目公民館費につきましては、六中地区公民館の会計年度任用職員の手当等に不足が生じるということで、職員手当等を増額計上するというものでございます。5項保健体育費、3目体育施設費につきましては、新治トレーニングセンターの雨漏りを解消するため、屋上の防水塗装工事を実施するための工事費を計上するというものでございます。16ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計につきましては、令和6年度の決算に伴い剰余金を特別会計の財政調整基金へ積み立てるための積立金を計上するもの、後期高齢者医療特別会計の1項目めは、昨年度に誤って納められた保険料の還付金の計上、2項目めは、令和6年度の決算に伴い剰余金を一般会計へ繰り出すための繰出金を計上するもの、介護保険特別会計の1項目めは、令和6年度決算に伴い、剰余金を介護給付費準備基金へ積み立てるための積立金及び国や県社会保険診療報酬支払基金への返還金、一般会計への繰出金の計上、2項目めは一般会計で実施をしております重層的支援体制整備事業につきまして、令和6年度の事業の精算によりまして、不足する財源を一般会計へ繰り出すための繰出金を計上するものでございます。補正予算につきましては以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。補正予算について、御質問でございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 つぎに、契約・財産の取得から決算について、御説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 それでは、17ページをお願いいたします。つづきまして、契約の締結、財産の取得でございます。予定価格1億5,000万円以上の工事等の請負契約及び予定価格2,000万円以上の不動産等の取得につきましては、条例により議会の議決が必要なことから議案として提出をするというものでございます。議案第79号財産の取得について（神立消防署配置災害対応特殊救急自動車購入）につきましては、指名競争入札の結果、茨城日産自動車株式会社県南法人営業部が3,872万円で、議案第80号財産の取得について（校務用センターサーバ機器等）につきましては、教育委員会内に設置しております公立小中学校の校務情報を管理するサーバの更新に当たり、取得の方法欄に記載されておりますとおり、リース期間終了後に所有権が譲渡される契約となっていることから、議案として提出をするというもので、指名競争入札の結果、中川商事株式会社が2億9,040万円で、それぞれ落札をしたということでございま

すので、契約に当たり議決をお願いするというものでございます。18ページをお願いいたします。つづきまして、市道の認定等です。議案第81号市道の路線の廃止につきましては、隣接地、所有者への払下げに伴い、板谷40号線を廃止するものでございます。19ページをお願いいたします。決算の認定でございます。認定第1号令和6年度土浦市歳入歳出決算の認定につきましては、一般会計では令和5年度と比較いたしますと、歳入では、交付税や繰越金の減などにより減、歳出では、民生費の増などにより増となっております。特別会計では、国保特会等で減となったものの、歳入歳出ともに前年度より増加をしているというものでございます。認定第2号は水道事業、認定第3号は下水道事業の決算の認定でございます。詳しい内容につきましては、予算決算委員会の中で説明をさせていただきたいと思います。20ページをお願いいたします。つづきまして、最終日に提出を予定しております人事案件と人事に係る諮問でございます。議案第82号土浦市教育委員会教育長の任命の同意につきましては、教育長の任期が9月30日をもって満了となりますことから、任命の同意をお願いするものでございます。諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、2名を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を伺うというものでございます。第3回定例会に提出いたします議案等の説明は、以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、皆さん、御質問ありますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、以上で上程される議案の説明を終了させていただきたいと思っております。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございます。

（執行部退席）

○篠塚委員長 つぎに、請願・陳情について協議に入りますが、その前にですね、陳情は付託をしないことになりましたので、請願については、所管の委員会に関する請願については、紹介議員にならないこととするという規定が先例集にございます。ただ、議会運営委員会では、付託する委員会を決めるところですので、紹介議員の方も入っていただきたいと思うのですが、ただし、混乱を防ぐために、申し訳ありませんが、紹介議員の方は一番最後に意見を言っていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。それでは、受理番号6教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 では、御説明をさせていただきます。資料の4をお願いいたします。1ページ目の請願・陳情文書表を御覧ください。提出期限期限までまだ1週間ございますが、現状で請願のほうで3件ございます。受理番号6の請願につきましては、資料の2ページ目から5ページにございます教職員定数改善と、義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願で、紹介議員は奥谷議員、提出者は茨城県教職員組合の執行委員長ほか423名でございます。内容につきましては、4ページ目の下記にございますが、1番として学校の働き方改革、長時間労働是正のた

めの実現のため、加配教員の増員、少数職種の配置等など、教職員定数改善の推進、2番目としまして教職員機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担金費制度の堅持、3番として自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じることの、以上3点について国に意見書を提出することを求めるというものでございます。こちらの請願につきまして、付託する委員会の御協議のほうお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、皆様に意見をお伺いしたいと思うんですが、紹介議員が奥谷議員になっておりますので、一番最後の発言ということでよろしく申し上げます。今野議員から、よろしいでしょうか。

○今野委員 これは、この内容から文教厚生委員会が適切ではないかと思います。

○矢口委員 私も文教厚生委員会、以前にも同様の内容も出ておりますので、文教厚生委員会で問題ないと思います。

○田中委員 田中でございます。文教厚生委員会でよろしいかと思います。

○島岡委員 同じく文教厚生委員会でよろしいかと思います。

○平石副委員長 私も同意見、皆さんと御意見です。以上です。

○篠塚委員長 奥谷委員はよろしいですね。では、受理番号6の付託先については、文教厚生委員会ということでよろしくお伺いしたいと思います。つづきまして、受理番号7ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願について、事務局から説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長 つづきまして、受理番号7の請願につきましては、資料の6ページから9ページにございます引きこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願で、紹介議員は目黒議員、提出者はKHJ茨城県鹿行地区家族会世話人代表でございます。内容につきましては、ひきこもり状態にある人の年齢層は幅広く、その広い世代の技術に対応した支援が求められているが、ひきこもりに関連した法整備には年齢や経済などの条件があるため、法の隙間が存在し、支援を受けられないケースが存在している現状を踏まえて、引きこもり状況にある全ての世代の人を支援対象とし、必要な施策や支援体制等の明文化、全国どこでも必要な支援を受けられる支援基本法の制定を国に要望するものです。要望事項として7ページにありますとおり、1番ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して当該者のニーズに応えた寄り添い型の支援体制を整えること、2番としまして、子供若者育成支援推進法、生活困窮者自立支援法を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援を届くようにすること、3番としまして、当面、厚労省のひきこもり支援推進事業を全国の自治体が法的義務として受け止め、取り組めるようにすることというものでございます。こちらの請願につきまして、付託する委員会の御協議のほうお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、島岡委員のほうから御意見をどうぞ。

○島岡委員 文教厚生委員会さんのほうに付託されてはいいのかなと思います。よろしく申し上げます。

○奥谷委員 この内容から文教厚生委員会が適切ではないかなと思います。

○今野委員 私も文教厚生委員会が適切かと思います。

○矢口委員 年代は子供に限らず広い年代を対象しているということで、福祉、もしこれが福祉の観点からという見方からすると、文教厚生委員会だと思うんですけど、難しいところですよ。難しいところだけど、文教厚生委員会でしょうかね。

○田中委員 私も総務市民かなと思ってはいるんですけど、文教厚生委員会ですかね。

○平石副委員長 私も内容からして、文教厚生委員会なのかなというふうに思います。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、受理番号7については、文教厚生委員会に付託したいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 つづきまして、受理番号8の請願について協議をいたします。上大津公民館の建替えに関する請願書について、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 つづきまして、受理番号8の請願につきましては、資料の10ページから20ページにございます。上大津公民館の建替えに関する請願書で、紹介議員は平石議員、提出者は上大津ブロック地区長会会長、沖宿町地区長ほか15名でございます。内容につきましては、土浦市において公共施設等の一斉の老朽化に対応し、行政サービスを維持するため、土浦市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の適正な管理に取り組んでおり、令和6年度には五中地区における公共施設の再編方針が策定されましたが、神立公民館は上大津支所及び湖畔荘のサービスの一部を上大津公民館に一部移転、複合化した上で、施設を長寿命化改築、増築することとされました。設計及び工事に合計3年から4年見込まれるとともに、工事期間の1年から1年半程度同公民館が全面休館となることから、ほかの近隣公民館に振り替えて活動を継続するものとされております。しかし、振替には調整が必要で、希望に沿った活動を継続する上で大きな障壁となることが想定されます。また、65歳以上高齢人口数の増加による超高齢社会の進展から、高齢者中心にシフトしていくことが見込まれます。よって、五中地区における公共施設の再編方針を見直し、建替え新築による整備とし、平屋建等バリアフリー等に柔軟に対応できる計画としていただきたいというものでございます。14ページにありますとおり、1番建替え、新築により整備すること、2番建替え、新築により整備する場合は、平屋建等、超高齢社会に対応した整備をすることが請願事項でございます。こちらの請願について付託する委員会の御協議をお願いいたします。なお、3件の請願の個人情報に当たる個人の住所や氏名につきましては、傍聴者及びホームページの公開用の資料につきましては、個人情報保護の観点から該当部分を黒塗りにしますことを申し添えます。よろしくお願いします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。なお、この受理番号8については、平石委員が紹介議員でしたので、一番最後の発言を許します。今野委員からよろしくお願いします。

○今野委員 こちらは、内容からして、総務市民委員会が適切かと思います。

○矢口委員 私はこの趣旨の最初の部分に文言として書いてありますが、土浦市公共施設等総合管理計画の中で審議されてきた内容であることから、総務市民委員会が適当ではないかと考えています。さらに意見を申し上げますと、今言った計画の中で、今回の案

件はとても大事な今後の計画に影響していくことなので、委員会の中でも十分な審査、議論が必要ではないかなとそういうふうに考えております。以上です。

○田中委員 田中でございます。私も総務市民委員会をお願いします。

○島岡委員 私も総務市民委員会に付託するのが妥当だと思います。

○奥谷委員 内容が施設の再編・再配置に関することということで、総務市民委員会が適切だと思います。

○平石副委員長 私も皆さんと一緒に総務市民委員会が適切かと思います。ただ、1点だけなんですけども、実際は建替えについては生涯学習課に移管されているというふうに思いますので、担当の課長さんが委員会のほうに入っていただくとか、その辺はちょっと配慮はしていただいたほうがよろしいかということを一言申し添えたいと思います。以上です。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、受理番号8については、総務市民委員会に付託するという事でよろしいでしょうか。ただ、この案件については、生涯学習課に同席するように、総務市民委員会の委員長に依頼をしておきます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 以上で請願については協議を終わります。つづきまして、各種委員会等委員の選任について、御協議をいただきたいと思います。

○小野議会事務局次長 フォルダの最初にございます件名一覧を御覧ください。こちらの4の協議事項（2）の④をお願いいたします。各種委員会等委員の選出につきましては、今回2件ございます。まず、土浦市空家等対策協議会委員につきましては、選出すべき人数は1名で、任期は本年11月7日から令和9年4月30日まで、従来の選出方法は総務市民委員会から1名の選出となっております。つづきまして、土浦市民生委員推薦会委員につきましては、選出すべき人数は2名、任命は本年10月1日から3年間、従来の選出方法は文教厚生委員会から2名の選出となっております。それぞれの選出方法につきましては、御協議のほうをお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、事務局から説明があったとおり、従来の選出方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、そのようにさせていただきます。つづきまして、協議事項の3番目、委員会室においての水分補給についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長 では、資料5のほうをお願いいたします。本件につきましては、委員会での議員、執行部職員、傍聴者の健康を守るため、委員会室においての水分補給を可能にしてはという御提案でございます。現在まで委員会室につきましては、土浦市議会会議規則第144条に議員は議会の品位を重んじなければならないとありまして、あと傍聴者につきましては、土浦市議会委員会傍聴規則第4条第5号におきまして、傍聴議員は傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。この第5号に「飲食

又は喫煙をしないこと」というふうにございます。委員会室において水分補給を行うことができませんでしたが、夏は熱中症警戒アラートとか、冬は空気の乾燥とか、室内においても体調管理が欠かせないような状況になってきております。つきましては、委員会室での体調管理のための水分補給の可否について、御協議をお願いできればと思っております。なお、議場での水分補給につきましては、土浦市の意思決定をする場であることや、議会の品位を重んじるということから、途中休憩をとっておりまして、水分補給ができるものですから、従前からの飲食禁止は継続したいと考えております。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。委員会についての水分補給について、皆さん御意見があればお伺いしたいと思うんですが。すごく暑くなってきました、熱中症対策が重要であったり、傍聴人も多い時期もありましたので、その場合委員長が許可をするということで、傍聴人並びに委員に対して許可を出しておりました。以前はですね、委員会を開催するときに議会事務局でお茶を入れていただいた時期が随分前にありまして、それを廃止してから各自で飲み物は用意するということになったんですが、しっかりした記録はないんですよ。ですから、今日、水分補給について決めていただきたいと思います、このような案件を出させていただきました。どうぞ御意見がありましたらよろしくをお願いします。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、規則等の改正はするわけではなく、傍聴規定もそのままで、委員長の許可のもとに委員会室については飲料水だけ水分補給可能というような方向にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 つづきまして、水分補給に対する容器についてなんですが、この辺のことも懸念事項があるのではないかと思いますので、事務局から説明をお願いしますか。

○小野議会事務局次長 容器のほうにつきましては、こぼれるおそれがございますので、ふた付きの飲料、例えばペットボトルであったり、あとはマイボトルであったり、そちらのほうでお願いできればなというふうに事務局としては考えております。以上でございます。

○篠塚委員長 よろしいですか。各委員会でもたそういうお話をしていただいて、こぼしたりしてですね、会議の進行が止まるようなことのないようによろしくお願いします。

○小野議会事務局次長 容器のほうにつきまして、机の上に置くような形ですと、やはり書類のほうにこぼれてしまったり、あと落としてしまったりする恐れがございますので、できれば机の下、足元にでも置いていただくか、あとはかばんの中にでも入れておいていただくか、どちらかの方法でしていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○篠塚委員長 この件は事務局のほうから各委員会の委員長さん、副委員長さんに説明をよろしくお願いいたします。つぎに、協議事項4番目、土浦市議会における災害発生時の対応並びに議会運営委員会委員非常時参集訓練及び全議員対象連絡訓練の実施につ

いて、事務局から説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長 では、資料6のほうをお願いいたします。本年も全国各地で線状降水帯発生など様々な災害が発生しております。台風の上陸が頻発する時期に合わせ、本市議会で平成27年にルール化された災害発生時のマニュアルを初日の全員協議会において説明するとともに、9月22日月曜日に非常時の参集及び連絡訓練を実施したいと考えているものでございます。大まかな流れを御説明しますが、災害が発生し、市の災害対策本部に各議員が個別に地域の状況を報告や個別の要請を行うと、執行部側が非常に混乱をきたすため、土浦市議会災害対策連絡会議を設置し、情報の集約をして、必要に応じて執行部側に要請を行うというものでございます。なお、議会運営委員会委員は、資料の一番下の囲みの中のとおり、連絡会議の支援事務を行い、議会運営委員会委員以外の議員は次のページの一番上のとおり、安否の報告や災害の状況調査報告等を行うものとなっております。報告先は議会事務局になります。訓練につきましては、3ページをお開きください。今回は台風の上陸を想定をさせていただきました。訓練の概要を朗読いたします。令和7年9月22日9時気象庁発表、猛烈な勢力の台風40号は進路を急に西に変え、17時頃に房総半島に上陸後、北に進路を取る予想と発表。土浦地域では、現在雨が強まっており、台風が近づく14時頃から、1時間当たり100ミリを超えるような雨、瞬間最大風速35メートルを超える風が予想されるということから、市は10時に災害対策本部を設置したという設定にて実施したいと考えております。流れとして、1番、議会事務局長は議長及び副議長と協議し、市議会内の災害対策連絡会議を設置するかを協議する。2番、連絡会議を設置する場合、議長は議会運営委員長に連絡し、市議会災害連絡会議を設置するために議長室に招集する。3番、議長室に議会運営委員会委員長が到着後、市議会災害対策連絡会議を設置するかを協議する。4番、協議の結果を受け、議会運営委員長は市議会災害対策連絡会議の支援事務のため、議会運営委員会委員の参集を連絡するとなっております、連絡網は以下のとおりとなっております。次のページに移りまして、参集後になりますけども、議会運営委員会委員は、議会事務局事務室内に参集し、議会運営委員会以外の議員の安否確認及び災害情報の収集及び提供を分担し、確認及び情報の収集を行うものとなります。連絡分担は以下のとおりでございます。各委員は、四角囲みのコメントがあるかと思うんですけども、議員安否確認表を用いて連絡、確認をすることになります。なお、今回新たな試みとしまして、各議員から地域の被災状況の写真、タブレットで撮れると思いますので、タブレットを利用いたしまして、議会事務局のメールアドレスにお送りいただくという訓練も合わせてやりたいと思っております。各議員から安否確認等が終了しました後、(7)のとおり、議会運営委員会委員は各議員からの報告に基づき、議会運営委員会委員長に報告し、議会運営委員会委員長は議長に報告。(8)としまして、議長は市議会災害対策連絡会議として収集した情報等を整理しまして、土浦市災害対策本部、こちらのほうは議会事務局長が該当しておりますので、報告する。そのあと、被災状況を勘案し、市議会災害対策連絡会議の解散を決定するという流れになります。今回の訓練において参集する方は、正副議長、議会運営委員会委員長、委員となりまして、その他の議員は自宅等で連絡待

機となっております。参集はいたしません。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。この件に関して御質問ございますでしょうか。

○今野委員 こちらは4ページの5番の連絡分担のところ、総務市民委員会で私と奥谷委員がなってますけれども、これは人数の割り振りということでよろしいんですね、

○小野議会事務局次長 今回、議運の委員さんを割り振りしますと、総務市民委員会は1名しかいない、代わりに産業建設委員会のほうが3名ということで、今野委員には申し訳ございませんけれども、元いらっしゃったということで、総務市民委員会のほうを分担していただけたらと思います。

○篠塚委員長 これは担当の二人で話し合って、誰に連絡するかを話し合って決めてもらうということよろしいですか。

○小野議会事務局次長 委員長のおっしゃるとおりでございます。

○平石副委員長 ちょっと確認させてください。先ほど議会事務局にメールを、写真を添付したメールを送ってくださいということなんですが、写真は具体的にどこを撮ってくださいというお話をしたらいいのか、多分その辺分かりませんと言われると思うのですが。

○小野議会事務局長 そうですね。災害のほうを想定した写真ということになりますので、今いる場所の目の前辺りを、何でもいいと思うので、要するに写真をメールに添付して送るという練習になりますので、自分の写真を撮って元気だよというものであっても、別段問題はないかと思うんですけれども、あくまで写真を送るという練習になりますので、よろしくお願いします。

○篠塚委員長 この件に関しては、また改めて説明があると思いますので、ほかにありますか。

○田中委員 田中です。確認なんですけど、文教厚生委員会には、今回、議長、副議長のお二方がいまして、基本的に議運に落ちてくる前に議長副議長には連絡がいつてるんですよね。なので、そこは割愛させていただいてよろしいんでしょうか、もう1回連絡したほうがよろしいんでしょうか。

○小野議会事務局次長 こちらにつきましては、あくまで参集していない御自宅にいる議員さんが対象となってきますので、議長、副議長は除く形をお願いできれば。実際に文教厚生委員会の連絡する方の人数が非常になくなるかと思われましますので、その時にはほかの委員会のお手伝いをしていただければと思っております。

○田中委員 分かりました。

○奥谷委員 確認ですけれども、これを読むと我々は委員長から連絡を受けたら、可能な限り防災服、安全ベスト着用で参集をするということに読み取れるんですが、具体的な時間等については何時から何時ぐらいまでを想定して、私たちは予定を空けておけばよろしいでしょうか。

○小野議会事務局次長 9時に気象庁から発表されまして、土浦市のほうの災害対策本部が設置、そのあとに議会のほうが設置と言う形になりますので、時間的には10時以降に議長、副議長等が集まってくるという形になってきます。そこから連絡をいきます

ので、議運の委員の皆様には10時半から11時ぐらいに連絡がいくかというふうに想定はしております。ただ、実際問題として連絡があってから家のほうを出発しますので、最終的な拘束時間がどれぐらいなるかというのは、大体午前中からお昼にかけてかなというふうに想定はしております。

**○島岡委員** これはそういったことを想定した訓練だということで考えておりますが、例えばこの市役所の周りに水が溜まってしまって来れないという場合は、どのような想定をされていけばよろしいのでしょうか。

**○小野議会事務局次長** 実際に今回の想定では、土浦市要するに市役所の周りは浸水被害がないから来られるというような状態になってくるかと思うんですけども、今後、そのような来れない、あとは道路が寸断されて行くことができないということも当然ながら想定されるかとは思いますが。実際にそのような場合で通信はできるとなってきた場合には、皆様のお手元にはタブレットがございますので、その時にはズームとか、そういう会議でやるということも考えられるかとは思いますが。ただ、その場合には、安否確認等が非常にやりづらくなる。ただ、時間をかけても、各議員のほうの安否のほうは確認せざるを得ない。でないと議会として成り立たないということになってきますので、その際にちょっと時間も掛かると思うんですけども、手分けしてやっていくほかはないかというふうに考えております。以上でございます。

**○島岡委員** 極端な話で大変申し訳ないとは思ってるんですけど、どこの町でも今災害が起こってるところは、私のところはないよねというそういう今までもなかったし、そんなことはないだろうという考えがほとんどだと思うんですけど、100年に1回の300ミリとかいう雨が降ったり、本当に想定外のことがいっぱいありますので、例えば本当に市全体としてそういうことが起こった場合は、市庁舎も安全な場所であり、集まるとかそういう本当に緊急な対応でございますが、こういうところもあるよねという、そういう議論も多少あってもいいのかなと思いますので、これからそういうことも頭に入れながらやっていければいいなと思うんですけど、よろしくお願いします。

**○篠塚委員長** 今回、勝田議長になって初めての訓練ですので、議長のほうから何かありましたら一言お願いしたいと思うのですが。

**○勝田議長** ありがとうございます。やっぱり体験をしていくことでやれるということをしを繰り返しながら、その中で問題点というのが出てくると思いますので、そういったことを先ほど島岡委員もおっしゃっていただきましたけれど、知恵として積み重ねていって、本当に起きた場合に備えてブラッシュアップしていくということも必要かなと思います。今回の内容で例えばこのタブレットで安否確認をして写真を撮って送るというようなことがあるかと思いますが、それもやはり体験してやってみればできるということがよく分かりますし、そういうことに得手の議員の方はいいんですけど、不得手の議員の方もいらっしゃると思うので、そういった方も体験してやれる、あるいはそれがどうしても難しければ代替でこういうふうにしたらいんじゃないかとか、そういったものをやった結果として積み上げていきたいというふうに思いますので、是非なるべく多くの方の御参加をよろしくお願いいたします。

○篠塚委員長 この件に関しては全員協議会で報告するときに、詳細な報告をして、また分からない点も出していただいて、やることが大事だと思いますのでよろしくお願いします。以上、この件はこれでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、次に進ませていただきます。協議事項５番目、傍聴人の写真等撮影について、事務局から説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長 資料の７をお願いいたします。現在、市議会傍聴規則第８条及び市議会委員会傍聴規則第５条におきまして、議長、委員長の許可を得た者は撮影等ができることとなっております。２ページは議場内用、３ページ目は委員会用の申請書となっております。申請者名、申請理由、撮影年月日、撮影者を記入、提出していただき、４ページのとおり、議長より許可を行っているところでございます。５ページは、撮影当日の議長許可の進行例となっており、会議冒頭に口頭の許可を行っております。現状では、どの方が撮影許可を得たのかというのが、実際に傍聴者並びに議員、執行部の方に分からないような、判別がつかないような状況となっております。つきましては、撮影許可腕章を作成させていただきまして、撮影者にこの腕章を周囲に分かりやすいところに着用していただきまして、周知をしたいと考えております。御協議のほうよろしくお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。腕章の見本みたいなものがあったら、ちょっと見せていただけますか。このような腕章を配布するということで、よろしいでしょうか。この件に関して、御意見はございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、この件はこのとおりとします。よろしくお願いいたします。つづきまして、協議事項６、議員研修会の開催についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 資料８をお願いいたします。議員研修会につきましては、今年度議員研修会を開催することありますので、御案内のほうを申し上げます。研修内容につきましては、開催日時は１０月２９日水曜日、午後１時半から４時半まで３時間という長い時間になりますけれども、場所は第３委員会室となっております。講師は一般社団法人地方公共団体政策支援機構、渡辺太樹氏をお招きいたしまして、実施のほういたします。渡辺先生のほうは以前議員研修会のほうで行いました小山内先生の上司に当たる方で、非常に良い先生だというふうにお聞きしております。演題は、データに基づく土浦市の現状と課題について、議会が取り組むべきこととはというものを予定しています。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。この件に関して何かございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 なければ、このとおりとさせていただきます。その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、事務局のほうからありますか。

○櫻井議会事務局長 ございません。

○篠塚委員長 以上で今日の議題は全部終了いたしました。それでは、本日の資料で非公表とするものはありますでしょうか。

○櫻井議会事務局長 ございません。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、全ての資料は公表いたします。なお、先ほど、請願者の氏名等については、黒塗りをするということでしたので、そこは御了承いただきたいと思います。それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。